平成２４年（フ）第１０８号
神奈川県座間市相模が丘５丁目32番14号　マンション白倉204号
債務者　吉田　有樹
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１３１号
相模原市南区相模台３丁目16番１号　テラス相模台102
債務者　幸田真理子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１５５号
神奈川県座間市緑ケ丘５丁目６番23号
債務者　石塚　祐子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１５号
新潟県燕市燕3395番地８　メゾン・つばめ３号室
債務者　北澤　則夫
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第２３号
新潟県三条市旭町１丁目19番21号
債務者　近藤　周二
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第２３号
三重県松阪市久保町1330―７　カルチャーハイツパートⅠ―302号
債務者　糸井二三男
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１３３３号
大阪府藤井寺市青山２丁目８番14号
債務者　大場　基弘
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２０１号
大阪府羽曳野市野442番地の１
債務者　塚本　洋士
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２６９号
堺市中区上之551番地15、前住所堺市南区高倉台２丁11番22―310号
債務者　黒岩　弘子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８５号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目22番19号
債務者　クリーン・サービス・ツジイこと　辻井　和彦
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３２５号
大阪府羽曳野市羽曳が丘西５丁目３番78号
債務者　横田　賀子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３３０号
堺市西区浜寺南町１丁86番地14
債務者　樽谷　葉子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３４０号
堺市堺区北瓦町１丁４番16―906号
債務者　金魚の玉こと　北村　繁雄
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３４５号
堺市南区竹城台１丁２番27―110号
債務者　サクラこと藤岡成美こと　劉　　成美
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３６０号
堺市東区日置荘西町２丁17番17号　多田ハイツ２－Ｂ
債務者　岡　　昭郎
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３６５号
大阪府富田林市東板持町３丁目２番８号
債務者　西本　和之
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３８３号
大阪府羽曳野市軽里２丁目86番地の３
債務者　太田みどり
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３８８号
堺市堺区三宝町５丁291番地　リーガル堺Ⅱ306号、従前の住所堺市堺区松屋町２丁103番地３
債務者　河野ひとみ（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係